

たる處従業員は昇給率が下給者に薄いとて待遇改善を要求したるに因る

十、要求事項

- 1、臨時手当金員を本給平均の一割五分支給のこと
 - 2、最低賃金壹圓參拾錢に制定のこと（但成年者とする）こと
 - 3、現直營人夫を本職工に採用のこと
 - 4、妻帯者全員を收容出来る様社宅の増築を爲すこと
 - 5、尾形源吾誠首のこと
 - 6、工員に對して業務上預傷の際は絶對責任治療をなすこと
 - 7、制服着用は現場のみに變更すること
- 附 帶 條 件
- 1、犠牲者を出さざること
 - 2、休業期間中を出勤と看做すこと

日給全額を支給し並に諸費用一切を會社負擔とすること
3、右要求項目に對しては日限を切ること

十一、經過

四月二十六日代表二名は會社を訪問し今回の昇給に對する不満を述べ即時最後手段に出ずる旨を報告し同日午後七時より工場前中村某方に集合爭議團本部として籠城全員罷業を敢行し要求書を提出したのである。

事業休止のやむなきに至りたる會社側は翌二十七日午前八時川上重役が代表として爭議團と會見し將來（二箇月以内）善處する旨回答し意見を述べたる處代表は一同と打合せの上改めて會見することを約し引揚げた。

同日午前十一時代表二十二名は川上重役を訪問し提出せる要求書の逐條的折衝を求めたる結果次項（解決條件）の如き妥